

令和 5 年度第 1 回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和 5 年 4 月 10 日 (月)

2. 招集の場所 長洲町役場 3 階 (中会議室)

3. 開会 令和 5 年 4 月 10 日午前 10 時 00 分

4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長 濱北 圭右	2 番 土山 秋吉	3 番 杉本 和明
4 番 徳永 章	5 番 中嶋 英徳	6 番 石井 裕
7 番 嶋田 正忠	8 番 宮本 静子	9 番 木山 倫彦
10 番 増岡美知子		

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	中村 建治	楠田 源志	池上 春男
六栄区域	平木 誠志	木原 大介	城戸 祐樹
長洲・清里区域	坂井 隆浩	濱崎 伸二	

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

なし

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし

8. 議事参与が制限された委員数は次のとおりである。

0 名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局	局長	吉田 泰滋
農業委員会事務局	書記	前田 敦
農業委員会事務局	書記	濱井 翔太
農林水産課	課長補佐	馬場 隆輔
農林水産課	課長補佐	磯野 誠勝

## 10. 提出議案

- |       |  |
|-------|--|
| 報告第1号 | 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について                        |
| 議案第1号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について                          |
| 議案第2号 | 非農地証明交付申請について                                    |
| 議案第3号 | 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）及び令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）について |
| その他   |  |

(吉田事務局長)

おはようございます。皆さんお揃いですので、定刻前ですけれども、始めたいと思います。起立、礼、着席。それでは、ただ今から令和5年度第1回長洲町農業委員会定例総会を開会いたします。

始めに、濱北会長からご挨拶をお願いいたします。

(濱北会長)

皆さん おはようございます。4月に入りました。令和5年度の始まりです。3月は別れの月とか4月は出会いの月とか言いますけど、学校には出会い別れはつきものなのでございます。この農林水産の方も少し移動があっているようでございます。新しい職場で頑張ってもらいたいという気持ちでございます。今年は、コロナも少し落ち着きまして、もうマスクも自由になっております。あちこちで花見もちらほらとみかけた今年は様子が、あちこちでもありました。中道公園でも花見がぼつぼつとあっておりました。二ノ宮さんとか農村公園でも花見があっておりました。このままコロナが終わってもらえばいいかなというふうに思っております。私たちもあと半年でこの会が、終了するわけですが、残された期間一生懸命頑張ってもらいたいと思います。今日は令和5年度第1回の定例会です。よろしく願いいたします。

(事務局長)

ありがとうございました。ここで先ほど会長の挨拶がありました。農林水産課の方で移動があっておりますので、ちょっとそのご報告をさせていただきます。農業委員会事務局につきましては、これまで通り、私 吉田と前田と濱井の3人態勢でやっていきますので、引き続きよろしくおねがいします。農林水産課につきましては、ちょっと係の再編もあっておまして、いままで農林水産係とそれと耕地係と、農業のソフトと水産部門が引っ付いてたところと、あと耕地係 ハード事業 圃場整備とかハード事業で分かれてたんですが、今年度から農林政策係ということで農業、林業あたりとあと漁業と養漁業振興係 水産部門と分けて態勢の方をするということになりました。今日 前回 課長補佐でおりました大賀の方が、移動しまして 子育て支援課の課長の方に昇格しております。それに伴いまして 課長補佐と漁業と養漁業の係長として磯野が異動して参っております。馬場は引き続き課長補佐のほうでおりますので引き続きよろしくお願いいたします。磯野の方から一言ごあいさつだけさせていただきます。

(磯野課長補佐)

おはようございます。いま、ご紹介いただきました、磯野と言います。昨年度までは 税務課にしまして、農林水産部門が始めてになりますので、いろいろと教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局長)

一応この態勢でですね。一年間農業委員会も引き続きサポートしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは、本日の出席のご報告をいたします。本日は、委員

全員の出席がっておりますので、定足数に達しております。よって、総会は成立することをご報告いたします。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第 5 条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長にお願いいたします。

(濱北会長)

はい それでは、はじめます。議事に入ります。本日の提出議案は、  
報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届について  
議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
議案第 2 号 非農地証明交付申請について  
議案第 3 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）及び令和 5 年度最適化活動の目標の設定等（案）について  
を議案といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第 15 条第 2 項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は 3 番 杉本委員 4 番 徳永委員にお願いいたします。

議事に入ります。1 ページです。「報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局長)

はい。それでは、報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告いたします。

議案書の 1 ページ、受付番号が 1 番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請理由につきましても、議案書記載のとおりによる合意解約というふうになっております。

以上簡単ではございますが、報告第 1 号の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がございました。この件について何か質問等はございますか。

ありません の声あり

(濱北会長)

ないようですので、報告第 1 号をこれをもちまして終わります。

(濱北会長)

次に進みます。3 ページです。議案第 1 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長)

はい、議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 次のとおり提出いたします。

議案書の3ページから5ページ、受付番号が1番になります。4ページの方で説明をします。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

申請地は、赤崎公民館北東側になります。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の1ページから3ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、個人住宅建築に伴う売買による所有権移転となっております。申請地の農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第1種農地と判断しており、原則不許可ですが、例外的に許可できる場合が定められております。今回の例外要件につきましては、農地法第4条第6項第1号に掲げる場合の同項ただし書及び同法施行令第4条第1項第2号イ及び同法施行規則第33条第4号の規定に基づき、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に設置されるもので、いわゆる、集落接続にあたるため不許可の例外に該当すると思われま。

資力につきましては、金融機関からの融資証明書及び残高証明書の合計額が事業費を超過しているため適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和5年5月10日より着工予定、令和5年12月31日で完成予定でありまして、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、非農家住宅基準面積概ね500㎡を下回るため適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、土砂等の流出、崩壊がないように慎重に施工するという事です。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するという事です。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水は町下水道、雨水は敷地内に浸透枡を設け地下浸透ということでございます。

以上、受付番号1番の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がございました。

補足説明を農業委員の10番 増岡委員にお願いいたします。

(増岡委員)

はい。4番5番で、ちょっといいですか。場所はですね。大野下駅に行くところのだいたい赤崎公民館に行く手前にちょっと小さく分かれる所があって ずっと行くと前田美容店があって、岱明の大野下に行く手前のちょっと入り込んだところにあります。これは、個人

の土地でございました。4月6日に平木さんと一緒に立会いましたんですけど、1月の議案にあった道路との車で自分のところに入り込む場所がないので、分筆してこうされて、あとは、何ら問題はないと思います。道路はありましたが、それは 隣の人の道路であって、自分のところに入る道がないという所で、苦慮されたみたいです。あとは、説明があったように何ら問題はないと思います。以上、審議してくださいませ。

(濱北会長)

ありがとうございました。続きまして、推進委員の平木推進委員に意見を伺います。

(平木推進委員)

はい。平木です。いま、増岡委員が申されたとおり、取り付け道路を確保された、ま、住宅地というか 入口は住宅地で何ら問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

(濱北会長)

ありがとうございました。いま、事務局と農業委員、担当推進委員より説明がございました。この件について、何か質問等はございますか。

(土山委員)

ちょっと いいですか。2番 土山です。5ページの予定地の土地の点線これはなんですかね。

(中嶋委員)

昔 インゲンばつくりよらした、ハウスじゃなかかな。

(増岡委員)

今は、なにもありません。

(土山委員)

ほんなら、もうB分類になっとつとだろ。

(中嶋委員)

親父さんが、しよらしたばってん。もう死なしたけん。だるもしよらんけんですね。

(濱北会長)

ほかにございませんか。・・・ないですか。

はい。 の声あり

(濱北会長)

はい。なければ採決をします。議案第1号 受付番号1番について原案とおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第1号 受付番号1番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます、7ページです。「議案第2号 非農地証明交付申請について」を議題とい

たします。事務局より説明をしてください。

(事務局長)

はい。それでは、議案第 2 号 非農地証明交付申請願がありましたので決定を求めるものです。

議案書の 7 から 13 ページ、受付番号 1 番から 3 番になります。

申請人、所在、地番、登記地目、現況地目、地積は議案書に記載のとおりです。

説明資料の 4 ページ 5 ページに現況写真をそれぞれ載せておりますので、合わせてご覧ください。

申請理由につきましては、現地は既に山林化しており、農地への回復が見込めないため地目変更を行うものです。

土地所有者からの申請により非農地通知書を交付するためご審議をいただくものです。

以上、議案第 2 号の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

ないですか。なければ採決をしていいですか。

(濱北会長)

賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 2 号は原案のとおり決定し非農地通知書を交付いたします。

(濱北会長)

つづきまして、14 ページです。「議案第 3 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)及び令和 5 年度最適化活動の目標の設定等(案)について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局長)

はい。それでは、議案第 3 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針及び令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について、下記のとおり提出し、内容をお諮りするものです。これについては、昨年度も同じように出しておりますが、少し指針のほうにおいてはちょっと中長期的な目標の設定 それと令和 5 年度の具体的な目標ということで、昨年度までも同様な項目でしております。違うのが今回から、昨年度までは、努力義務だったんですね。が、今度 法律 農業経営基盤強化促進法が改正になりまして、こちらが農業会議がもう策定して公表して県知事に報告をするということが、法律によって義務付けられたというところが、性質的に変わってきます。内容は昨年度までと同様ですので、それに基づいて簡単にご説明をさせていただきます。

まず、15 ページから 18 ページこちらに先ほど申し上げました、最適化推進に関する指針ということで、第 1 と第 2 に大きく分けられておりまして、基本的な考え方というのが第 1 の方に書かれております。内容については、ちょっと割愛させていただきます。第 2 の具体的な目標と推進方法 15 ページの下の方ですが、こちらからまずひとつ目の項目として遊休農地の発生防止・解消について、ということで、(1) として、解消の目標 それと次のページの (2) これが 具体的な推進方法ということで、記載をしております。それと 下の方に行きまして、今度大きな 2 番ですね、こちらが、担い手への農地利用の集積・集約化ということで、こちらも 表の見方も上と一緒になんですけど、下の表見ていただくと現状がありまして、3 年後の目標がありまして、令和 11 年これが長期的な目標ということで それぞれ見ていただければと思います。こちらが 担い手への農地利用集積の目標ということになっております。続いて 17 ページの方に (2) 番としてその具体的な推進方法をこういった形でとっていきます。と、いう様な記載をさせていただいております。と、18 ページが、新規参入者への促進という事で、同様に (1) が、新規参入の促進目標 それから (2) のほうが、新規参入の促進に向けた具体的な推進方法と大きく 3 つについてを指針として表しているということでご理解していただければと思います。19 ページ以降です。19.20.21 ページについては、その部分の令和 5 年度の最適化活動の目標設定等という事で、現在の農業委員会の体制でありますとか、各 今までの数値ですね というものと、令和 5 年度の目標ということは今までの数年前の結果を踏まえて記載をさせていただいているものです。こちらの数字につきましては、5 年に 1 回農林業センサス まあ 統計ですね。が、行われておりますので、そちらの数値を基本として、その増減率等を勘案して数値目標のほうの設定をさせていただいているという状況でございます。簡単ですけども 以上で説明を終わらせていただきます。

(濱北会長)

ありがとうございました。今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等がございますか。

(増岡委員)

ちょっとあれなんですけど、農業委員の数が日数が 10 で認定農業者 6 女性は 2 中立委員が 1 になって 合計が 10 にならなくてもいいんでしょうか。

(事務局)

はい。この中でですね。10 の定員に対しまして、認定農業者の数は、6 内訳で あと一般の認定農業者以外の方もいらっしゃいます。いらっしゃいます。いらっしゃいます。

(増岡委員)

では、これでいいのね。分かりました。

(濱北会長)

他にございませんか。 なければ、採決をしていいですか。

はい。の声あり。



(濱北会長)

賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定し、公表及び県知事へ報告をいたします。

(濱北会長)

以上で、本日の提出議案はすべて終了いたしました。委員、推進委員の皆様から、何か質問等はありませんか。

(濱北会長)

なければ、事務局の方から連絡をお願いいたします。

- 1 今年度の委員の改選について
- 2 次回の定例会について
- 3 タブレット操作について

(濱北会長)

はい。ありがとうございました。これをもちまして、令和5年度第1回長洲町農業委員会定例総会を閉会いたします。

(事務局長)

起立・・・礼

閉会（終了 午前10時27分）

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長

印

署名委員

印

署名委員

印